

# ゴム防舷材耐久性審査・証明実施要領

一般財団法人 港湾空港総合技術センター

(令和 5 年 4 月 1 日版)

## (目的)

第1条 この要領は、一般財団法人 港湾空港総合技術センター（以下「センター」という。）が行うゴム防舷材耐久性証明事業（以下「耐久性証明」という。）の実施に適用するものであり、建設用資材（以下「資材」という。）の適正な審査・証明を行うことによって、建設工事に使用される資材の品質を確保することを目的とする。

## (適用の範囲)

第2条 耐久性証明は、ゴム防舷材の耐久性について「港湾工事共通仕様書(国土交通省港湾局、令和〇〇年〇〇月発行※)」(以下「仕様書」という。)に定める品質基準との適合性を確認するものである。ただし、当センターが耐久性の証明をした場合においても、工事現場における受入れ検査等は、各発注者の契約図書等に基づいて行われるものとする。

## (対象資材)

第3条 耐久性証明の対象とするゴム防舷材（以下「申請資材」という。）は、港湾施設（岸壁、栈橋等）等に使用される「ソリッド型\*」のものとする。なお、耐久性証明の対象資材は適宜追加できるものとする。

\* 反力特性が、ゴムの塊の形状効果によるもの。

## (審査の項目)

第4条 耐久性証明では、次の項目について審査を行う。

- 1) 耐久性  
仕様書に適合した耐久性の有無
- 2) 供給の安定性  
製造工場における適切な品質管理による製造及び安定的供給
- 3) 輸送・保管の管理体制  
ゴム防舷材の輸送及び保管の管理体制

## (審査・証明の申請)

第5条 耐久性の審査・証明（以下「審査・証明」という。）の申請者は、「ゴム防舷材耐久性審査・証明（新規）申請書」（様式－1）に別途定める必要資料（別表－1）を添えてセンターに申請するものとする。

- 2 前項の申請をする際は、次に掲げる項目を満足していること。
  - 1) 審査・証明の申請者は、ゴム防舷材の製造者であること。
  - 2) 製造の一部を委託している場合は、委託製造工場の名称等を記載すること。
  - 3) 日本語による申請とし、かつ、資料内容の説明等も日本語による対応ができること。

また、その内容の確認に著しく労力、時間及び経費を要するものでないこと。

4) 申請内容に虚偽のないこと。

(必要事項の確認)

第6条 センターは、前条の申請を受けた後、申請者に対し、審査・証明に際し必要な事項を確認するものとする。

2 センターは、前項の確認の際、必要と認められるものについて、申請者に対し、追加資料の提出を求めることができる。

(受付及び費用)

第7条 センターは、前条必要事項の確認等の後、申請を受付け「ゴム防舷材耐久性審査・証明(新規)申請受理書」(様式-2)を申請者に送付するものとする。

2 申請者は、前項の受理書を受取ったのち、速やかに審査・証明の費用をセンターが定める方法で納付するものとする。

3 審査・証明の費用は、50万円(税抜き)とする。ただし、1申請当たりの申請資料の種類は、同一工場で製造される5タイプまでとする。

4 審査過程において必要となった事項に関する諸費用は、すべて申請者の負担とする。

(ゴム防舷材耐久性証明運営・審査基準作成委員会等の設置)

第8条 センターは、審査・証明にあたりゴム防舷材耐久性証明運営・審査基準作成委員会(以下「運営・基準作成委員会」という。)を設置し、当事業の運営における重要事項及び「ゴム防舷材耐久性証明審査基準」(以下「審査基準」という。)並びに「ゴム防舷材耐久性証明試験実施基準」(以下「試験実施基準」という。)について審議する。

なお、運営・基準作成委員会の規定は、別途定める。

2 申請資料の審査・証明を行うには、ゴム防舷材耐久性証明委員会(以下「証明委員会」という。)を設置する。ただし、証明委員会の規定は、運営・基準作成委員会の承認を得るものとする。

(審査・証明の方法)

第9条 センターは、証明委員会を開催し、第5条の規定に基づき申請者が提出した資料及び第6条により申請者から得られた確認事項等により、別途定める審査基準及び試験実施基準に基づき審査・証明を行う。

2 提出された資料で審査、判断できない場合又は疑義を認めた場合は、申請者と協議のうえ、当該製造工場の立入り検査を行うことができる。ただし、検査に係わる費用は申請者の負担とする。

3 審査・証明に要する期間は、第7条の規定により申請を受付けた後、原則として3箇月とする。なお、次条により追加資料の提出または追加確認試験が必要な場合は、それらの結果が申請資料の追加資料として受付けた時点から、原則として3箇月とする。

4 証明委員会は、原則として4半期ごとに開催する。

(資料の追加)

第10条 センターは、耐久性証明の審査過程において、申請者に対し、必要に応じて新たな資料の提出を求めることができる。

- 2 前項に関して確認試験が必要と認められる場合は、センターで定める検査機関等において、申請者の負担のもとに、追加の確認試験を行うものとする。

(交付または通知)

第11条 センターは、審査を終了したとき、速やかに「ゴム防舷材耐久性証明書」(様式-3)(以下「証明書」という。)を作成し、申請者に交付するものとする。なお、審査の結果が不合格の場合には、センターはその理由を明記し申請者に通知する。

(証明書の有効期間)

第12条 証明書の有効期間は、交付の日から3年間とする。

(証明書の更新)

第13条 証明書の更新を申請する者は、有効期限の3箇月前までに「ゴム防舷材耐久性審査・証明(更新)申請書」(様式-4)に、別途定める必要資料(別表-1)を添えて申請するものとする。

- 2 センターは、前項による申請を受付けるときは、必要に応じて聞取りの実施及び追加資料の提出を求めることができる。

- 3 センターは、前項必要事項の確認等の後、申請を受付け「ゴム防舷材耐久性審査・証明(更新)申請受理書」(様式-2)を申請者に送付するものとする。

- 4 申請者は、前項の受理書を受取ったのち、速やかに、審査・証明の費用をセンターが定める方法で納付するものとする。更新に係わる審査・証明の費用は、20万円(税抜き)とする。

- 5 提出された資料で審査、判断できない場合又は疑義を認めた場合は、申請者と協議のうえ、当該製造工場の立入り検査を行うことができる。

- 6 センターは、更新に係わる審査を終了したとき、速やかに証明書を作成し、申請者に交付するものとする。なお、審査の結果が不合格の場合には、センターはその理由を明記し申請者に通知する。

- 7 更新が認められた証明書の有効期間は、交付の日から3年間とする。

ただし、証明委員会開催の都合により有効期限までに審査・証明が終了しない場合は、有効期限を延伸することができることとし、新たに有効期限を延伸した証明書(延伸証明書)を交付するものとする。

- 8 同一基本構造において、カタログ表示の製品に新規申請時よりもさらに硬いゴム質製品、あるいはさらに軟らかいゴム質製品が追加された場合には、第1条から第11条までの規定による。

(仕様書の改訂等)

第14条 証明された資材に関する仕様書の改訂(変更)等があった場合、前条に基づき、「ゴム防舷材耐久性審査・証明更新申請書」(様式-4)に必要資料を添えて、更新を速やかに

申請するものとする。

2 前項の必要資料とは、次のものとする。

- 1) 申請資料に関する仕様書の改訂（変更）箇所及びその内容を示す資料
- 2) 申請資料に関する JIS 規格の改正の場合は、改正箇所及びその内容を示す資料
- 3 センターは、第 1 項による申込みの受付に際し、必要に応じて聞取りの実施及び追加資料の提出を求めることができる。
- 4 第 1 項に規定する内容等の変更に伴い、更新が認められたゴム防舷材については、証明書を（様式－3）を再交付する。

（申請の取下げ）

第 15 条 申請者は審査・証明の途中において、前条以外の申請内容の変更又は申請の取下げを行うことができる。この場合の費用は、申請者とセンターが協議のうえ精算するものとする。

（証明書の無効）

第 16 条 センターは、以下の事項が判明した場合、当該証明書を無効とする。

- 1) 申請者が証明書の無効を申し出た場合
  - 2) 申請者が虚偽の申請あるいはその他不正手段により証明を受けた場合
  - 3) 証明書の内容が、仕様書の改訂等により適合しなくなった場合は、証明書の交付を一時停止する。その上で、当該証明書の有効期限内に更新申請が行われない場合
- 2 申請者は、前項の規定に該当した場合は、センターの求めにより、ただちに必要な措置を講じなければならない。

（瑕疵等による補償責任）

第 17 条 センターは、ゴム防舷材の耐久性に関する瑕疵等による補償責任を負わない。

（公表）

第 18 条 センターは、証明書を発行したゴム防舷材名を、センターが発行する定期刊行物及びインターネットのホームページに掲載する等、今後の建設工事における適正な活用に役立てるため公表する。

2 センターは、第 16 条第 1 項に該当するものについて、ホームページにて公表する。

（証明書の記載事項変更）

第 19 条 証明書の記載事項に変更が生じる場合、申請者は「ゴム防舷材耐久性証明書変更届」（様式－5）に必要な資料を添えて速やかに申請するものとする。

2 前項の必要資料とは、次のものとする。

- 1) 資料の名称変更の場合は、変更内容を証明する資料
- 2) 申請者の社名変更の場合は、変更内容を証明する資料
- 3 センターは、第 1 項による申込みの受付に際し、必要に応じて聞取りの実施及び追加資料の提出を求めることができる。
- 4 センターは、提出された変更内容を確認し、名称等の軽微な変更の場合には、証明書の

記載事項を変更できる。

(証明書の記載事項変更の所要経費)

第20条 センターは、前条必要事項の確認等の後、変更届を受付け「ゴム防舷材耐久性証明書変更届受理書」(様式-6)を申請者に送付するものとする。証明書の内容変更の所要経費は、センターが変更内容を勘案し、別途定めるものとする。

2 内容変更の申請者は、速やかに前項で定めた費用をセンターが定める方法で納付するものとする。

(要領の変更)

第21条 本要領の変更は運営・基準作成委員会の審議を経てセンターの理事長が行う。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンターの理事長が定めることができる。

付則 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

この要領は、平成24年10月30日から実施する。

この要領の一部改正は、平成28年7月7日から実施する。

この要領の一部改正は、令和2年7月17日から実施する。

この要領の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。

※ 仕様書は、発行日が最新のものを適用する。

別表-1 ゴム防舷材耐久性審査証明(新規/更新)申請書に添付する資料一覧

一般財団法人 港湾空港総合技術センター

項目	摘要(記載内容)	新規書類	更新書類
1. ゴム防舷材名称	(基本構造) (商品名称)	申請書様式-1	申請書様式-4
2. 申請者		申請書様式-1	申請書様式-4
3. 耐久性	3-1 ・認証機関による繰返し圧縮試験 <b>証明書</b> (認証機関証明書の写し: 認証機関名称、所在地、試験実施時期-申請日より過去1年以内 -等が確認できるもの)	○	—
	3-2 ・繰返し圧縮試験が適切に実施されたことを示す資料 (試験実施概要書及び試験記録値一覧表等、品質証明のプロセスが確認できる資料)	○	—
	3-3 ・繰返し圧縮試験前後の <b>性能試験成績証明書</b> (認証機関等が、申請日より過去1年以内に発行したもの)	○	—
	3-4 ・ <b>物理試験</b> (共通仕様書第1編第2章第13節2-13-1) <b>成績証明書</b> (認証機関等が、申請日より過去1年以内に発行したもの)	*	○
	品質検証 3-5 ・ <b>証明された製品性能</b> の検証試験成績(実機サイズ) (過去3年以内に納入した製品の静的圧縮試験、形状寸法、物理試験結果)	—	○
4. 供給の安定性	4-1 ・製造会社名称(登記簿謄本、定款等を添付する)	○	△
	4-2 ・資本金を示す資料等	○	△
	4-3 ・工場の沿革(工場名称、工場の所在地及び規模等が確認できる資料)	○	△
	4-4 ・工場の指定、認証等(JISマーク表示許可、又はISO9001に基づく認証取得(更新)の有無を識別できる資料)	○	○
	4-5 ・主要生産設備一覧を確認できる資料	○	△
	4-6 ・生産量(最近6ヶ月間の月別、過去3年間の年別の資料)	○	○
	4-7 ・組織図(製造及び検査関連資格者数並びに責任者を記載した資料)	○	△
	4-8 ・製造管理(製造方法、製造工程、製造管理のフローチャート)をトレースできる資料	○	△
	4-9 ・耐久性に関する品質管理の体制(社内基準、審査機関、決裁者、責任者、責任者の権限)の資料	○	△
	4-10 ・過去3年間における「不適合品」及び「クレーム」の発生状況及び処理状況を示す書類	○	○
5. 輸送及び保管の管理体制	5-1 ・輸送及び保管に関する社内規定を確認できる資料	○	△
	5-2 ・輸送及び保管責任者を示す資料(輸送及び保管管理責任者の明示)	○	△
	5-3 ・輸送及び保管の管理箇所、管理項目、管理方法及び検査方法をトレースできる資料	○	△
	5-4 ・輸送及び製品の管理を外注者を取り決めている場合、それらの管理体制を図示したもの(輸送及び製品管理責任者の明示)	○	△

注1) \*印: 新規申請に際し、3-4項「物理試験」に関して既に認証機関より証明を受けている場合には、その証明書を添付して下さい。

注2) 更新申請に際し、○印の資料は必須です。△印の資料は、前回の申請時と変更が生じた場合、該当事項を記載する資料を提出して下さい。一印の資料は提出の必要ありません。

注3) 上記3. 4. 5. の資料は、とりまとめて提出されても結構です。